

土地改良事業

～農地や農業用施設などの整備が行なえます～

◆各種基盤整備事業

(農地耕作条件改善事業、農業基盤整備促進事業、農地有効利用支援整備事業)

<事業の内容>

用排水施設整備、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全

<実施要件>

農振農用地区域内であること

受益者2戸以上であること

その他事業毎の要件あり

- ・耕作条件改善：農地中間管理機構を通じた事業対象農地の集積
- ・基盤整備促進：1地区の受益面積5ha以上
- ・有効利用支援：上記2事業では採択できない理由があるもの



<地元負担割合>

事業費の20%

◆農業競争力強化基盤整備事業（中山間地域型）

<事業の内容>

農地の一体的整備（ほ場整備、用排水施設整備、農道整備、暗渠排水）

<実施要件>

受益面積10ha以上であること

事業対象農地に担い手（農地所有適格法人）がいること

（事業着手時に担い手がない場合は、事業完了までに設立すること）

事業後に担い手農地利用集積率が増加すること

<地元負担割合>

事業費の7.5%

別途、土地改良区の賦課金1%があります

農地の整備をお考えなら
お気軽にご相談ください！



◆県単ため池安全確保事業

<事業の内容>

ため池の応急整備、規模縮小、廃止

<実施要件>

ため池台帳に記載されていること

災害時に家屋、市町村道、公共施設等に被害が想定されること

貯水量が300m³以上あること

受益戸数が2戸以上あること

事業費が1,000千円以上あること

<地元負担割合>

事業費の1%

土地改良事業への
補助金制度もあります



◆（市単）土地改良事業補助金

<事業の内容>

ほ場整備事業、用排水路事業、暗渠排水事業など各種土地改良事業への補助金

<実施要件>

対象事業費10万円～上限対象額100万円

100万円を超える部分については、補助金の対象になりません

<補助額>

一般（個人の方） 3/10補助

農地所有適格法人、認定農業者 1/3補助

◆土地改良施設維持管理適正化事業

<事業の内容>

ポンプのオーバーホール、電気設備の整備、水門扉の塗装・補修など、数年に1回
行うような農業用施設の整備補修

<実施要件>

事業費が200万円以上であること

島根県土地改良事業団体連合会の施設診断が必要

<地元負担割合>

事業費の40%（5年間分割により事業費を支払うことができ、負担の平準化を
図ることができます）



※事業の詳細についてはお気軽にお問い合わせください

【お問い合わせ先】

雲南市 農林振興部 農林土木課

（雲南市土地改良区 事務局）

電話 0854-40-1053